

○総務省令第 号

電波法（昭和二十五年法律第三百三十一号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、電波法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和 年 月 日

総務大臣 高市 早苗

電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条 電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、これを加える。

改正後

改正前

(空中線電力の表示)

第四条の四 空中線電力は、電波の型式のうち主搬送波の変調の型式及び主搬送波を変調する信号の性質が次の上欄に掲げる記号で表される電波を使用する送信設備について、それぞれ同表の下欄に掲げる電力をもつて表示する。

〔1 略〕

2 次の掲げる送信設備の空中線電力は、前項の規定にかかわらず、平均電力(pY)をもつて表示する。

〔一〇六 略〕

七 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局の送信設備及び設備規則第三条第四号の八に規定するローカル5Gの無線局の送信設備

〔八 略〕

〔3 略〕

(特定無線局の対象とする無線局)

第十五条の二 法第二十七条の二第一号の総務省令で定める無線局は、次のとおりとする。

〔一〇七の二 略〕

七の三 設備規則第三条第四号の八に規定するローカル5Gの無線局のうち陸上移動局

七の四 設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち陸上移動局

〔八・九 略〕

〔2 略〕

(特定無線局の無線設備の規格)

第十五条の三 法第二十七条の二の総務省令で定める無線設備の規格は、次の各号に掲げる無線局に応じ、それぞれ当該各号に掲げるものとする。

〔一 略〕

二 電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局

〔一〇 略〕

15 設備規則第四十九条の六の十二第三項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの

〔16 略〕

〔三〇七の二 略〕

七の三 設備規則第三条第四号の八に規定するローカル5Gの無線局のうち陸上移動局(電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局を除く。)

七の四 設備規則第三条第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局のうち陸上移動局(電気通信業務を行うことを目的とする陸上移動局を除く。)

(1) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第三項及び第八項並びに第一項、第四項及び第八

(空中線電力の表示)

第四条の四 〔同上〕

〔1 同上〕

〔2 同上〕

〔一〇六 同上〕

七 設備規則第三条第一号に規定する携帯無線通信を行う無線局の送信設備

〔八 同上〕

〔3 同上〕

(特定無線局の対象とする無線局)

第十五条の二 〔同上〕

〔一〇七の二 同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔八・九 同上〕

〔2 同上〕

(特定無線局の無線設備の規格)

第十五条の三 〔同上〕

一 同上

二 同上

〔一〇 同上〕

〔新設〕

〔15 略〕

〔三〇七の二 略〕

〔新設〕

〔新設〕

<p>項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの (2) 設備規則第四十九条の二十九第一項、第七項及び第八項に規定する技術基準のうち陸上移動局に係るもの 〔八〇十二略〕</p>	<p>〔八〇十二 同上〕</p>
--	------------------

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

（無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準の一部改正）

第二条 無線局（基幹放送局を除く。）の開設の根本的基準（昭和二十五年電波監理委員会規則第十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(電気通信業務用無線局)</p> <p>第三条 電気通信業務用無線局は、次の各号の条件を満たすものでなければならない。</p> <p>「一 略」</p> <p>二 その局の免許を受けようとする者は、その局の運用による電気通信事業の実施について適切な計画（その局が地域広帯域無線アクセスシステム（二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局であつて、自営等広帯域移動無線アクセスシステム（当該システムであつて、免許人の所有する土地等又は無線設備規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号）第三条第四号の八に規定するローカル5Gのシステムの制御信号の送受信のために必要な区域の範囲に限って無線局の開設が認められるもの）以外のもの）の無線局である場合にあつては、受けようとする免許の対象区域における公共の福祉の増進に寄与する計画を含む。）を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有するものであること。</p> <p>「三〇八 略」</p>	<p>(電気通信業務用無線局)</p> <p>第三条 「同上」</p> <p>「一 同上」</p> <p>二 その局の免許を受けようとする者は、その局の運用による電気通信事業の実施について適切な計画（その局が二、五七五MHzを超え二、五九五MHz以下の周波数の電波を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局である場合にあつては、受けようとする免許の対象区域における公共の福祉の増進に寄与する計画を含む。）を有し、かつ、当該計画を確実に実施するに足る能力を有するものであること。</p> <p>「三〇八 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

（無線局免許手続規則の一部改正）

第三条 無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重下線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正	増補
<p>別表第二号第2 〔略〕</p> <p>〔1枚目～3枚目 略〕</p> <p>〔注1～20 略〕</p> <p>21 21の欄は次によること</p> <p>〔(1)～(9) 略〕</p> <p>(10) 無線局根本基準第3条第2号に規定する地域広帯域移動無線アクセスシステムの無線局にあつては、<u>同様に規定する受けようとする免許の対象区域における公共の福祉の増進に寄与する計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。</u></p> <p>〔(11) 2023年3月までの間、28.2GHzを超え28.3GHz以下の周波数の電波を使用するローカル5Gの無線局であり、地域社会の諸課題の解決に寄与するものにあつては、受けようとする免許の対象区域における地域社会の諸課題の解決に寄与する計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。〕</p> <p>〔(12) 無線局根本基準第3条第2号に規定する自営等広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及びローカル5Gの無線局にあつては、次のうち該当する項目を記載し、それを確認できる書類を添付すること。〕</p> <p>ア 無線通信業務を行おうとする場所の所有権等を有する者が開設する無線局</p> <p>イ 無線通信業務を行おうとする場所の所有権等を有する者からの依頼により開設する無線局</p> <p>ウ <u>その他通信の相手方が停止して運用する無線局</u></p> <p>〔(13) 〔略〕〕</p> <p>〔注22～24 略〕</p>	<p>別表第二号第2 〔同左〕</p> <p>〔1枚目～3枚目 同左〕</p> <p>〔注1～20 同左〕</p> <p>21 21の欄は次によること</p> <p>〔(1)～(9) 同左〕</p> <p>(10) <u>2.575MHzを超え2.595MHz以下の周波数の電波を使用する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局にあつては、無線局根本基準第3条第2号に規定する受けようとする免許の対象区域における公共の福祉の増進に寄与する計画及び当該計画が確実に実施される根拠を記載すること。</u></p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔(11) 〔同左〕〕</p> <p>〔注22～24 同左〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した下線は注記である。</p>	

(無線設備規則の一部改正)

第四条 無線設備規則(昭和二十五年電波監理委員会規則第十八号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線(下線を含む。以下この条において同じ。)を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線(二重下線を含む。以下この条において同じ。)を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。



(定義)

第三条 この規則の規定の解釈に関しては、次の定義に従うものとする。

一 「携帯無線通信」とは、電気通信業務を行うことを目的として、携帯して使用するために開設され、又は自動車その他の陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で直接に、又は陸上移動中継局若しくは他の陸上移動局の中継により行われる無線通信（第四号の八に規定するローカル5G、第七号に規定するデジタル空港無線通信及び第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局による無線通信を除く。）をいう。

〔二〇四の七 略〕

四の八 「ローカル5G」とは、二八・二GHzを超え二八・三GHz以下の周波数の電波を使用し、携帯して使用するために開設され、又は自動車その他の陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で直接に行われる無線通信であつて、通信方式に直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式及びシングルキャリア周波数分割多重方式又は直交周波数分割多重方式を使用する時分割複信方式を用いる無線通信を行うシステムをいう。

〔五〇九の二 略〕

十 「広帯域移動無線アクセスシステム」とは、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で無線通信（陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含む。）を行うシステムをいう。

〔一〇一四 略〕

（空中線電力の許容偏差）

第十四条 空中線電力の許容偏差は、次の表の上欄に掲げる送信設備の区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

送 信 設 備	許 容 偏 差	
	上 限 (パ ー セ ント)	下 限 (パ ー セ ント)
〔一〇十五 略〕 十六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式 無線局の送信設備	第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この項において同じ。）があるもの	一〇〇 五〇

(定義)

第三条 「同上」

一 「携帯無線通信」とは、電気通信業務を行うことを目的として、携帯して使用するために開設され、又は自動車その他の陸上を移動するものに開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で直接に、又は陸上移動中継局若しくは他の陸上移動局の中継により行われる無線通信（第七号に規定するデジタル空港無線通信及び第十号に規定する広帯域移動無線アクセスシステムの無線局による無線通信を除く。）をいう。

〔二〇四の七 同上〕

〔新設〕

〔五〇九の二 同上〕

十 「広帯域移動無線アクセスシステム」とは、電気通信業務を行うことを目的として、二、五四五MHzを超え二、六五五MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために開設された陸上移動局と通信を行うために開設された基地局と当該陸上移動局との間で無線通信（陸上移動中継局又は陸上移動局の中継によるものを含む。）を行うシステムをいう。

〔一〇一四 同上〕

（空中線電力の許容偏差）

第十四条 「同上」

送 信 設 備	許 容 偏 差	
	上 限 (パ ー セ ント)	下 限 (パ ー セ ント)
〔一〇十五 同上〕 十六 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式 無線局の送信設備	第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められている基地局の送信設備であつて、空中線端子（測定に用いることができる端子をいう。以下この項において同じ。）があるもの	一〇〇 五〇

十七 ローカル5Gの無線局の送信設備	第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められていて無線設備の条件が定められていて陸上移動局の送信設備	二二四	五六
	第四十九条の六の十二第二項において無線設備の条件が定められていて陸上移動局の送信設備	一〇〇	七九
	第四十九条の六の十二第二項において無線設備の条件が定められていて無線設備の条件が定められていて陸上移動局の送信設備	二二四	七〇
	第四十九条の六の十二第二項において無線設備の条件が定められていて無線設備の条件が定められていて陸上移動局の送信設備	一三〇	七〇
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

(人体にばく露される電波の許容値)  
 第十四条の二 人体(側頭部及び両手を除く。)にばく露される電波の許容値は、次のとおりとする。

一 無線局の無線設備(送信空中線と人体(側頭部及び両手を除く。)との距離が二〇センチメートルを超える状態で使用するものを除く。)から人体(側頭部及び両手を除く。)にばく露される電波の許容値は、次の表の第一欄に掲げる無線局及び同表の第二欄に掲げる発射される電波の周波数帯の区分に応じ、それぞれ同表の第三欄に掲げる測定項目について、同表の第四欄に掲げる許容値のとおりとする。

無線局	周波数帯	測定項目	許容値
(2) 携帯無線通信を行う陸上移動局、ローカル5Gの陸上移動局及び超広帯域無線システムの無線局	六GHzを超え三〇GHz以下	人体(側頭部及び両手を除く。メートル当たりの任意の体表面四平方センチメートルにおける入射電力密度(任意の六分間	毎平方センチメートル当たり二ミリワット以下

〔同上〕	第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められていて無線設備の条件が定められていて陸上移動局の送信設備	二二四	五六
	第四十九条の六の十二第一項において無線設備の条件が定められていて無線設備の条件が定められていて陸上移動局の送信設備	一〇〇	七九
	第四十九条の六の十二第二項において無線設備の条件が定められていて無線設備の条件が定められていて陸上移動局の送信設備	二二四	七〇
	第四十九条の六の十二第二項において無線設備の条件が定められていて無線設備の条件が定められていて陸上移動局の送信設備	一三〇	七〇
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

(人体にばく露される電波の許容値)  
 第十四条の二 〔同上〕

一 〔同上〕

無線局	周波数帯	測定項目	許容値
(2) 携帯無線通信を行う陸上移動局及び超広帯域無線システムの無線局	六GHzを超え三〇GHz以下	人体(側頭部及び両手を除く。メートル当たりの任意の体表面四平方センチメートルにおける入射電力密度(任意の六分間	毎平方センチメートル当たり二ミリワット以下

に通過するエネルギーを六分を除いて得た値をいう。以下同じ。

〔三〕略

〔二〕三 略

〔二〕三 同上

〔三〕同上

に通過するエネルギーを六分を除いて得た値をいう。以下同じ。

(副次的に発する電波等の限度)

(副次的に発する電波等の限度)

第二十四条 略

第二十四条 同上

〔二〕七 略

〔二〕七 同上

8 二、〇一〇MHzを超え二、〇二五MHz以下の周波数の電波を使用する時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びに直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、三・四GHzを超え三・六GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、三・六GHzを超え四・一GHz以下、四・五GHzを超え四・九GHz以下又は二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにローカル5Gの無線局の受信装置については、第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

〔一〕九 略

〔一〕九 同上

十 二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにローカル5Gの無線局の受信装置

十 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局のうち、二七GHzを超え二九・五GHz以下の周波数の電波を使用するものの受信装置

〔表、注 略〕

〔表、注 同上〕

〔九〕32 略

〔九〕32 同上

第四節の四の五 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

第四節の四の五 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

(シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備)

第四十九条の六の九 シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局又は陸上移動局の無線設備のうち、周波数分割複信方式(半複信方式のものを含む。)を用いるものであって、次の表の上欄に掲げる区別に従い、それぞれ同表の下欄に掲げる周波数の電波を送信するものは、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

第四十九条の六の九 〔同上〕

〔表 略〕

一 一般的条件

〔イ〕ホ 略

へ キャリアアグリゲーション技術(二以上の搬送波を同時に用いて一体として行う無線通信の技術をいう。以下同じ。)を用いる場合には、一又は複数の基地局(陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。)と一又は複数の陸上移動局(基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。)との間の通信に限ること。

(1) 基地局

〔イ〕 略

(ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局

(ハ) ローカル5Gの基地局

〔二〕 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域無線アクセスシステムの基地局

(2) 陸上移動局

〔イ〕 略

(ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局

(ハ) ローカル5Gの陸上移動局

〔三〕 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域無線アクセスシステムの陸上移動局

〔二〕 略

2 前項の陸上移動局の無線設備(第一項及び第五項並びに第一項及び第六項に規定する陸上移動局の無線設備を除く。)は、前項に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む、キャリアアグリゲーション技術を用いてローカル5Gの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。)の

〔表 同上〕

一 〔同上〕

〔イ〕ホ 同上

へ 〔同上〕

(1) 〔同上〕

〔イ〕 同上

(ロ) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域無線アクセスシステムの基地局

(ハ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局

〔新設〕

(2) 〔同上〕

〔イ〕 同上

(ロ) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域無線アクセスシステムの陸上移動局

(ハ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局

〔新設〕

〔下 同上〕

〔二〕 同上

〔同上〕

2

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む、キャリアアグリゲーション技術を用いてローカル5Gの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。)の電波を受信することによって自動的に選択されること。

電波を受信することによって自動的に選択されること。

〔二〕略

三 前項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシブシステムの基地局から送信される搬送波を使用する場合にあつては当該基地局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

〔四〕六 略

〔三〕六 略

第四十九条の六の十

〔略〕

一 〔略〕

〔イ〕ホ 略

へ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。）との間の通信に限ること。

(1) 基地局

〔イ〕略

(ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局

(ハ) ローカル5Gの基地局

(二) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシブシステムの基地局

(2) 陸上移動局

〔イ〕略

(ロ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局

(ハ) ローカル5Gの陸上移動局

〔二〕同上

三 前項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシブシステムの基地局から送信される搬送波を使用する場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシブシステムの基地局から送信される搬送波を使用する場合にあつては当該基地局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

〔四〕六 同上

〔三〕六 同上

第四十九条の六の十

〔同上〕

一 〔同上〕

〔イ〕ホ 同上

へ 〔同上〕

(1) 〔同上〕

〔イ〕同上

(ロ) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシブシステムの基地局

(ハ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局

〔新設〕

(2) 〔同上〕

〔イ〕同上

(ロ) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセシブシステムの陸上移動局

(ハ) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局

(二) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局

〔ト 同上〕

〔一 同上〕

〔二 同上〕

〔三 同上〕

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

〔二 同上〕

三 第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

〔四〇六 同上〕

〔四一六 同上〕

第四節の四の七 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、ローカル5Gの無線局等の無線設備

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及びローカル5Gの無線局等の無線設備）

第四十九条の六の十一 〔略〕

〔新設〕

〔ト 同上〕

〔一 同上〕

〔二 同上〕

〔三 同上〕

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

〔二 同上〕

三 第一項の基地局からの電波の受信電力の測定又は通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

〔四〇六 同上〕

〔四一六 同上〕

第四節の四の七 シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備

（シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局等の無線設備）

第四十九条の六の十二 〔同上〕



地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

「ハ」ホ 略

ローカル5Gの基地局又は陸上移動局の無線設備は、次に掲げる条件に適合するものでなければならぬ。

一 一般的条件

イ 通信方式は、基地局から陸上移動局へ送信を行う場合にあつては直交周波数分割多重方式と時分割多重方式を組み合わせた多重方式を、陸上移動局から基地局へ送信する場合にはシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式を使用する時分割複信方式であること。

ロ 基地局と通信を行う個々の陸上移動局の送信装置が自動的に識別されるものであること。

ハ 一の基地局の通話チャネルから他の基地局の通話チャネルへの切替えが自動的に行われること。

ニ 基地局の無線設備は、電気通信回線設備と接続できるものであること。

ホ 一の基地局に必要な電界強度が得られる区域は、当該区域のトラヒックに合わせ細分化ができること。

ヘ キャリアアグリゲーション技術を用いる場合には、一又は複数の基地局（陸上移動局へ送信する場合にあつては、(1)に掲げる基地局を含む。）と一又は複数の陸上移動局（基地局へ送信する場合にあつては、(2)に掲げる陸上移動局を含む。）との間の通信に限ること。

(1) 基地局

イ シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

ロ シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるもの

ハ シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるもの

ニ 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局

(2) 陸上移動局

イ シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、周波数分割複信方式を用いるもの

ロ シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う陸上移動局であつて、時分割複信方式を用いるもの

方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。からの制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

「ハ」ホ 同上

〔新設〕



(二) シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う陸上移動局であつて、時分割復信方式を用いるもの

(ハ) 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの陸上移動局

ト 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する無線局の無線設備の空中線電力は、各空中線端子における値の総和であること。

二 送信装置の条件

イ 変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

(1) 基地局の無線設備 四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

(2) 陸上移動局の無線設備 二分のπシフト二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

ロ 隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

三 陸上移動局の無線設備は、第一号及び前号に規定する条件のほか、次に掲げる条件に適合するものでなければならない。

イ 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

ロ 通信の相手方である基地局（キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、周波数分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局であつて、時分割複信方式を用いるものから送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含む。）の制御情報に基づき空中線電力が必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

ハ 空中線電力（ローカル5Gの無線局から送信される搬送波を使用してキャリアアグリゲーション技術を用いた送信を行う場合にあつては、同時に送信される複数の搬送波の空中

線電力の総和）が、同時に送信される複数の搬送波の搬送波の空中線電力の総和の必要最小限となるよう自動的に制御する機能を有すること。

ニ シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式無線通信を行う陸上移動局であつて、時分割復信方式を用いるもの

ハ 時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いて

ト 複数の空中線から同一の周波数の電波を送信する無線局の無線設備の空中線電力は、各空中線端子における値の総和であること。

イ 変調方式は、次に掲げる無線設備の区分に応じ、それぞれに定めるものであること。

(1) 基地局の無線設備 四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

(2) 陸上移動局の無線設備 二分のπシフト二相位相変調、四相位相変調、一六値直交振幅変調、六四値直交振幅変調又は二五六値直交振幅変調

ロ 隣接チャネル漏えい電力、相互変調特性及びフレーム長は、総務大臣が別に告示する条件に適合するものであること。

線電力の総和)は二〇〇ミリワット以下であること。

ニ 送信空中線の絶対利得は二〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得二〇デシベルの空中線に空中線電力の最大値を加えたときの値以下となる場合はその低下分を空中線の利得で補うことができる。

ホ 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる周波数幅における平均電力が同表の下欄に掲げる漏えい電力の値以下であること。

チャンネル間隔 (MHz)	周波数幅 (MHz)	漏えい電力 (デシベル (1ミリワットを〇デシベルとする。))
五〇	四七・五二	(一) 一三・六
一〇〇	九五・〇四	(一) 一〇・六

(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備)

第四十九条の二十九 [略]

一 [略]

イ 一 [略]

ホ [略]

(1) 基地局

イ・ロ [略]

(ハ) ローカル5Gの基地局

(2) 陸上移動局

イ・ロ [略]

(ハ) ローカル5Gの陸上移動局

イ 一 [略]

ロ 一 [略]

3 [略]

イ 一 [略]

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合)にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合)にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてローカル5Gの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合)にあつては当該基地局を含む。)の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

イ 一 [略]

ロ 一 [略]

3 [略]

線電力の総和)は二〇〇ミリワット以下であること。

ニ 送信空中線の絶対利得は二〇デシベル以下であること。ただし、等価等方輻射電力が絶対利得二〇デシベルの空中線に空中線電力の最大値を加えたときの値以下となる場合はその低下分を空中線の利得で補うことができる。

ホ 搬送波を送信していないときの漏えい電力は、送信帯域の周波数帯で、次の表の上欄に掲げるチャンネル間隔に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる周波数幅における平均電力が同表の下欄に掲げる漏えい電力の値以下であること。

チャンネル間隔 (MHz)	周波数幅 (MHz)	漏えい電力 (デシベル (1ミリワットを〇デシベルとする。))
五〇	四七・五二	(一) 一三・六
一〇〇	九五・〇四	(一) 一〇・六

(時分割・直交周波数分割多元接続方式又は時分割・シングルキャリア周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局等の無線設備)

第四十九条の二十九 [同上]

一 [同上]

イ 一 [同上]

ホ [同上]

(1) 基地局

イ・ロ [同上]

(ハ) ローカル5Gの基地局

(2) 陸上移動局

イ・ロ [同上]

(ハ) ローカル5Gの陸上移動局

イ 一 [新設]

ロ 一 [同上]

3 [同上]

イ 一 [同上]

一 送信する電波の周波数は、通信の相手方である基地局(キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合)にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合)にあつては当該基地局を含み、キャリアアグリゲーション技術を用いてローカル5Gの基地局から送信される搬送波を使用する通信を行う場合)にあつては当該基地局を含む。)の電波を受信することによつて自動的に選択されること。

イ 一 [同上]

ロ 一 [同上]

3 [同上]

イ 一 [同上]

3 [同上]

(送信装置の条件)

第五十七条の三 F一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、放送番組中継を行う固定局、携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、ローカル5Gの無線局、デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、無人移動体画像伝送システムの無線局、簡易無線局、狭帯域デジタル通信方式の無線局及び市町村デジタル防災無線通信を行う固定局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認め別記に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

【一三三略】

別表第一号 (第5条関係)

(送信装置の条件)

第五十七条の三 F一B電波、F一C電波、F一D電波、F一E電波、F一F電波、F一N電波、F一X電波、G一B電波、G一C電波、G一D電波、G一E電波、G一F電波、G一N電波又はG一X電波五四MHzを超え九六〇MHz以下又は一、二一五MHzを超え二、六九〇MHz以下を使用する固定局、陸上移動業務の無線局及び携帯移動業務の無線局の無線設備の送信装置は、次の各号に定める条件に適合するものでなければならない。ただし、放送番組中継を行う固定局、携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、ローカル5Gの無線局、デジタルMCA陸上移動通信を行う無線局及びデジタルMCA陸上移動通信設備の試験のための通信等を行う無線局、コードレス電話の無線局、時分割多元接続方式狭帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割多元接続方式広帯域デジタルコードレス電話の無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式デジタルコードレス電話の無線局、PHSの陸上移動局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局及びPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、特定小電力無線局、デジタル空港無線通信を行う無線局及びデジタル空港無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、デジタル特定ラジオマイクの陸上移動局、小電力セキュリティシステムの無線局、小電力データ通信システムの無線局、直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線局及び直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、無人移動体画像伝送システムの無線局、簡易無線局、狭帯域デジタル通信方式の無線局及び市町村デジタル防災無線通信を行う固定局並びに総務大臣が次の各号の条件を適用することが困難又は不合理と認め別記に告示する無線局の送信装置については、この限りでない。

【一三三 同上】

別表第一号 (第5条関係)

周波数の許容偏差の表

【表略】

【注1～30 略】

31 次に掲げる固定局、陸上局及び移動局の送信設備に使用する電波の周波数の許容偏差は、この表に規定する値にかかわらず、次のとおりとする。

【(1)～(22) 略】

(23) 28.2GHzを超え28.3GHz以下の周波数の電波を使用するローカル5Gの無線局について

エ

(ア) 基地局  $(0.1 \times f \times 10^{-9} + 12)$  Hz

(イ) 陸上移動局  $(0.105 \times f \times 10^{-9})$  Hz

【32～57 略】

別表第二号 (第6条関係)

【第1～第11 略】

第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにローカル5Gの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

【1～6 略】

エ ローカル5Gの無線局の無線設備

(1) 第19条の6の12第3項に規定する基地局及び陸上移動局の無線設備

エ チャネル間隔が50MHzのもの 50MHz

イ チャネル間隔が100MHzのもの 100MHz

ウ 陸上移動局の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続する複数の搬送波を送信するもの 総務大臣が別に告示で定める値

エ 陸上移動局の無線設備であつて、キャリアアグリゲーション技術を用いて連続しない複数の搬送波を送信するもの 各搬送波のチャネル間隔に応じてアからエまでに定める値

周波数の許容偏差の表

【表同左】

【注1～30 同左】

31 【同左】

【(1)～(22) 同左】

【新設】

【32～57 同左】

別表第二号 (第6条関係)

【第1～第11 同左】

第12 携帯無線通信の中継を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・符号分割多重接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにシングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局及び時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式又は直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信を行う無線局並びにローカル5Gの無線局の無線設備の占有周波数帯幅の許容値は、第1から第4までの規定にかかわらず、次のとおりとする。この規定の適用を受ける周波数を指定する場合には、占有周波数帯幅の許容値を電波の型式に冠して表示する。

【1～6 同左】

【新設】

<p>[第13～第74 略]</p> <p>別表第三号 (第7条関係)</p> <p>[1～64 略]</p> <p>65 <u>ローカル5Gの無線局の送信設備の不要発射の強度の許容値は、2に規定する値にかかわらず、総務大臣が別に告示する値とする。</u></p>	<p>[第13～第74 同左]</p> <p>別表第三号 (第7条関係)</p> <p>[1～64 同左]</p> <p>[新設]</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線及び下線は注記である。</p>	

（特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則の一部改正）

第五条 特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則（昭和五十六年郵政省令第三十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(特定無線設備等)            第二条 法第三十八条の二の二第二項の特定無線設備は、次のとおりとする。            「一〇十一の三十 略」            十一の三十一 設備規則第四十九条の六の十二第二項又は第三項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備            十一の三十二 設備規則第四十九条の六の十二第二項又は第三項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備            「十二〇七十七 略」            「2 略」</p>	<p>(特定無線設備等)            第二条 「同上」            「一〇十一の三十 同上」            十一の三十一 設備規則第四十九条の六の十二第二項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備            十一の三十二 設備規則第四十九条の六の十二第二項においてその無線設備の条件が定められている陸上移動局に使用するための無線設備            「十二〇七十七 同上」            「2 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p>	

## 附 則

(施行期日)

1 この省令は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この省令の施行の際、現に免許若しくは予備免許を受け、又は免許を申請している第四条の規定による改正前の設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二又は第四十九条の二十九に規定する無線局の無線設備の条件については、第四条の規定による改正後の設備規則の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

3 この省令の施行の際、現に受けている第四条の規定による改正前の設備規則第四十九条の六の九、第四十九条の六の十、第四十九条の六の十二又は第四十九条の二十九に規定する無線局の無線設備に係る法第三十八条の二の二第一項に規定する技術基準適合証明又は法第三十八条の二十四第一項に規定する工事設計認証（以下「技術基準適合証明等」という。）は、この省令の施行後においても、なお、その効力を有する。

この省令による改正後の

4 この省令による改正後の無線局免許手続規則別表第二号第2(11)の規定は、令和五年三月三十一日限り、その効力を失う。



